

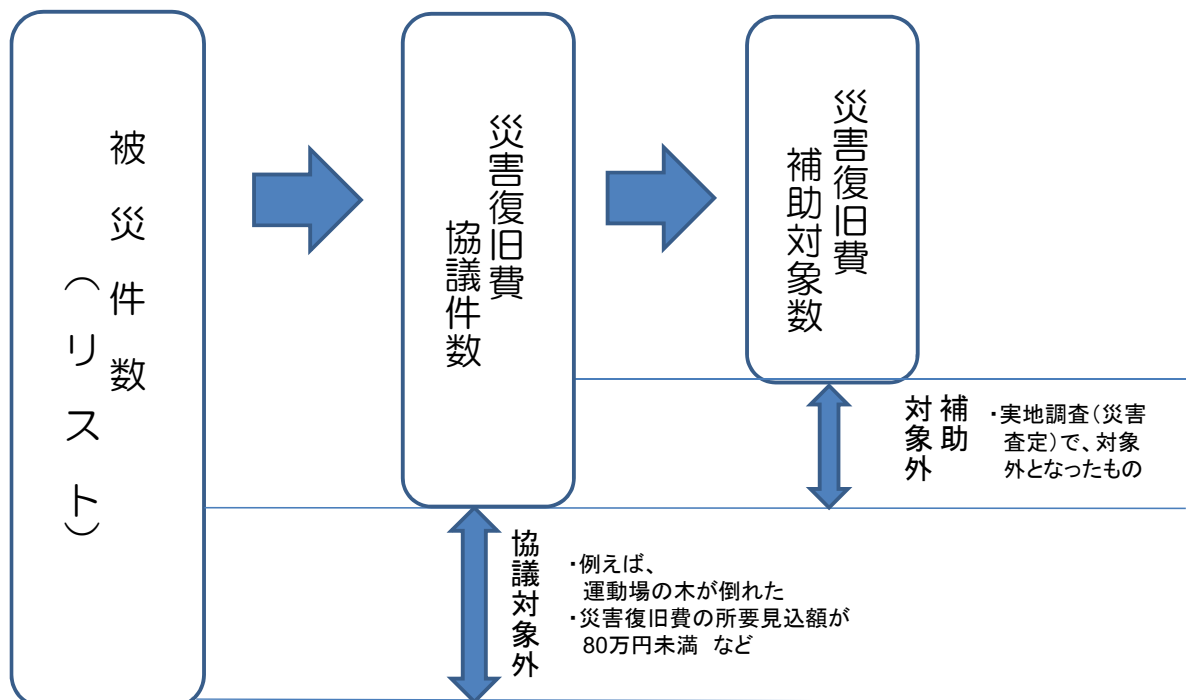
令和元（2019）年台風災害に係る社会福祉施設等の 災害復旧事業における基本的な取扱い

令和元（2019）年12月20日

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課

1

被災施設件数と、災害復旧費協議数・補助対象数の違い



※被災件数(リスト)は、施設のあらゆる被害が含まれている。
 ※災害復旧費協議件数は、実地調査(災害査定)により、補助対象が決定される。

2

1 災害復旧制度

○ 概要

査定官（厚生労働省）及び立会官（財務省財務局）が災害査定を行い、査定結果として認められた復旧事業費を上限として国庫補助を実施。

（財務省で定める「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」

（以下「実地調査要領」という。）に基づく。）

○ 対象施設

①「社会福祉施設等災害復旧費事務取扱要領」の2（1）アに掲げる施設の災害復旧事業

（平成21年2月13日雇児発第0213001号社援発第0213003号老発第0213001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知の別紙）

②「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」の2（1）アに掲げる施設の災害復旧事業

（平成25年12月16日健総発1216第2号厚生労働省健康局総課長通知の別紙）

3

（参考）原形復旧

○復旧費は、原形に復旧するものとして算出することを原則。

○原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧すること。

※1 官庁建物等災害復旧費実地調査要領第6

※2 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領第8
「調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。」

【原形復旧を行えない場合に必要な資料（例）】

○建物の場合

被災部分の範囲と工事の関係がわかるもの

（例）壁に縦10cm、横5cmのクラックができた場合

その範囲が撮影されている写真、被害範囲を記載した図面、見積書の当該工事部分 など）

○建物付属設備の場合

・使用不能となったことを証明するもの。

・被災前の旧スペックがわかるもの

（←被災前と復旧後のスペックの比較が必要なため）

4

○ 対象経費

- 施設整備費

(本体工事費、冷暖房工事費、施設と構造的に一体的な設備費等)

- 災害復旧費所要見込額が1件につき80万円(又は40万円)以上

※40万円以上に該当:

保育所、幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園、感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及びと畜場

※施設と一体的でない設備については補助対象外。

対象外の判断となる例 : 備品(パソコン、プリンター、机など)
車両(送迎バスなど)
医療機器(MRIなど)

5

○ 補助率

- 「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」と「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱という。)

において、補助率を定めています。

- 当該災害が、「激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)により激甚災害として指定された場合は、国の補助率の変更があり、通常の交付要綱とは別に交付要綱が策定されます。

6

○根拠法令等

【実地調査（災害査定）の内容に関するもの】

- 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領 ※実地調査の基本が記載されている
(昭和59年9月7日蔵計2150号、会発第737号)
- 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について
(昭和59年9月7日事務連絡227号)
 - (災害復旧費の対象となる災害の基準)
 - 公共土木施設災害復旧事業査定方針 (昭和32年7月15日建設省河発351号)
 - (原形復旧費算出の原則など)
 - 官庁建物等災害復旧実地調査要領 (昭和47年6月6日蔵計1905号)

【事務手続きに関するもの】

- 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成21年2月13日雇児発0213001号、社援発第0213003号、老発第213001号)
- 保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について
(平成25年12月16日健総発1216第2号)
- 補助金等に係る寄附金その他の収入の取扱いについて
(昭和35年4月25日会発1312号)

【激甚災害に指定された場合】

- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年9月6日法第150号)

7

2 被災時の対応

① 被害報告等の情報提供

- 社会福祉施設等の場合は、都県・指定都市・中核市（以下「都県等」という。）から、社会・援護局福祉基盤課へ報告することなっています。

→ 指定都市・中核市以外の市町村については、都県を通して本省に報告することになっている。

(「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」

(平成29年2月20日雇児発第0220第2号、社援発第0220第1号、障発0220第1号、老発0220第1号))

- 保健衛生施設等の場合は、都県から関東信越厚生局健康福祉課へ報告していただいています。(今後の災害時も同様の取扱い)
 - 市町村については、都県を通して、厚生局へ報告。

8

② 災害復旧事業の早期着工

被災施設については、災害査定を待たず復旧可能ですが、被災状況の写真是、災害復旧事業の実地調査（災害査定）において、被害状況を説明いただく際の重要な資料となりますので

- 当該被災部分が明確にわかり、実地調査（災害査定）時に説明ができるよう、複数の角度から撮影するなど、写真を念入りに撮っておくこと。
- 実地調査（災害査定）時に被災事実を証明できるように、都県等から被災施設関係者へ連絡すること。

（被災状況に応じた被災状況の記録方法については、次の「留意事項」を参照）

留意事項

（例1）被災箇所を多面的に撮影する、その長さ、広さがわかるよう、物差しを被災箇所に並べて撮影するなど、被害内容・規模を明確にする。

（例2）ガラスが100枚割れていれば、その被害状況がわかるよう、撮影する。写真がない被災箇所については適用除外となり得るため、一見すると同じような被災状況でも、必ず全ての補助対象箇所の写真を撮っておく。

（例3）豪雨の場合は特に被害状況が残りにくいため、注意して下さい。
具体的には床上浸水等でフローリングが反り返ったため、フローリングの張り替え工事を行った場合、写真からは反り返りがわかりにくいため、適用除外となることもあります。

そのため、反り返りがわかるような平行な物差し等と一に写真を撮った上、反り返ったフローリングの一部（サンプル程度）を残しておく。

（例4）エレベーター設備など、設備の故障の場合には、故障を証明できるようにする。（説明の関係団体に、故障した証明をもらうなど）

3 国庫補助協議（関東信越厚生局）

① 国庫補助協議

都県等では、(2) ①で報告した被災施設のうち、災害復旧費国庫協議を希望する施設について、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について」及び「保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について」に基づき、関東信越厚生局に協議書類を提出する。

【協議書類及び提出部数】

ア	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（様式第1号）	3部
イ	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助協議書（様式第2号）	1部
	又は	
ア	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表（別紙様式1）	1部
イ	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議書（別紙様式2）	1部

※協議書類に、見積書、図面及び被害写真の添付をお願いします。

11

【提出期限】

協議書類は、災害発生の日から30日以内に提出すること。

（期限の延長がなされる場合は、別途、自治体に連絡がある。）

【協議書の宛名】

関東信越厚生局長

② 国庫補助協議内容の確認

協議において災害査定実施の必要の有無及び協議内容（特に調査対象部分か対象外か）に問題があるかどうかについて、関東信越厚生局において事前に確認する。

なお、原形復旧困難・原形復旧不適當のケースの場合は、事前に調整を行う。

〈参考〉協議内容のチェックポイント

※ 被害を受けた要因は何か。また、それは実地調査要領第3（5）中の「異常な天然現象」の範囲に該当するか否か。
（例えば、最大風速が何メートルか、最大24時間雨量が何ミリか・・・）

12

※ 社会福祉施設等又は保健衛生施設等中の1か所当たりの復旧事業費（査定後の調査額）が、災害復旧の施設整備における下限額以上であるか。

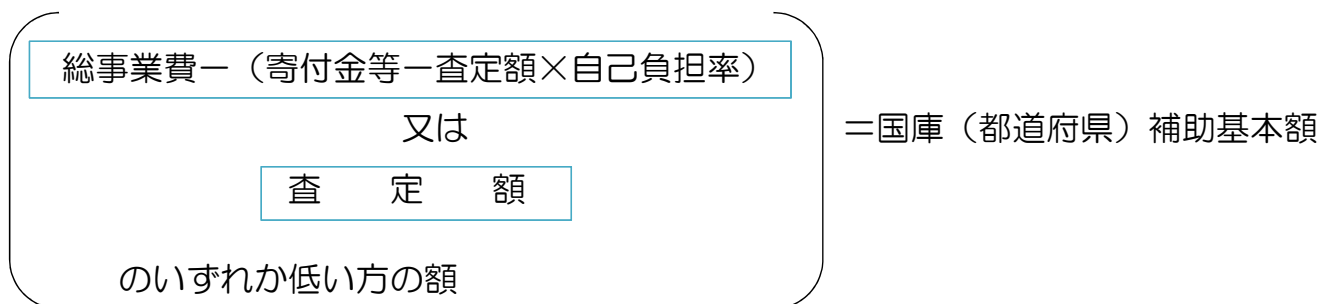
※ 適用除外（協議対象外事業）とされている以下の項目に該当していないか。

- 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - ・被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ・当該年度に整備計画があるもの。
 - ・建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認ができないもの。

※ 諸経費の額は、「直接工事費＋共通仮設費」の15%以内かどうか。

③ 災害復旧に係る寄付金及びその他の収入（火災保険収入）の取扱い

災害復旧の際に寄付金及びその他の収入（火災保険収入）（以下「寄付金等」という。）がある場合は、次のいずれか低い方の額を国庫補助基本額とする。



なお、災害復旧費の交付決定までに保険金額が決定しない場合は、査定額で交付決定を行い、交付額の確定の際に上記の算定方法により国庫補助基本額を決定。

④ 実施調査のスケジュール調整

都県等から提出された協議書を受付後、関東信越厚生局において、関東財務局、都県等との間でスケジュール調整を行います。

設置主体（工事業者含む）とは、都県等を通して、スケジュール調整を行います。

5 実地調査及び査定（関東信越厚生局）

①災害復旧の原則

○災害復旧は、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本

○被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、補助対象として認められない。

○原形復旧として認められた額に自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を行うことを妨げるものではない。

② 査定日程の作成

ア 災害は年災（1月から12月）として取り扱われること、1億円以上の災害については現地調査の後に本省協議が控えていること、また、国費の財源措置に一定の期間を必要とすることから、原則として12月中に災害査定（現地調査）を完了するよう財務本省から口頭指示が出されている。

イ 都県等から提出された協議書を関東信越厚生局が受付後、財務局に連絡し、査定の候補日をいくつか確保するので、都県等においては、候補日の中から設置主体（工事業者含む）のスケジュールを調整していただきたい。

所要時間としては、

- 机上査定（協議額が200万円未満の）場合：
午前1件、午後2件、
- 現地調査（協議額が200万円以上）の場合：
1日2件

を目安として、全体の査定が円滑に行えるよう日程を作成していただきたい。

〈参考〉スタンダードな行程（机上の場合）

- | | | |
|-----|----|--|
| 1日目 | 午前 | 関東信越厚生局及び関東財務局から現地へ移動 |
| | 午後 | 現地到着 <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所確認（被災規模に応じて） ・都県等の庁舎の会議室等にて概要説明 ・県庁会議室等にて設計書等により詳細を確認 ・査定内容決定（設計書等申請書類の訂正を指示） |
| | 夕方 | <ul style="list-style-type: none"> ・査定後の関係書類を確認 ・申請者に査定結果を伝え、報告書にサインし、完了 |

ウ 調査は、当該被害地域を所管する関東財務局の立会のもとに、原則として実地にて行うことになるが、申請額が200万円未満の施設又はやむを得ない理由により実地調査が困難である施設については、関東財務局の担当者の判断により、現地庁舎等において机上にて調査を行うことができることとされている。

19

③ 現地にて

ア 被災概況の説明

申請者又は都県等は、都県等の庁舎の会議室等にて、被災の状況、施設の被害事実、災害と施設被害の関係について、図面や設計書、写真などにより概況を説明する。

○復旧方針の決定

被害状況等の説明から、査定官、立会官が次の4ケースから決定
「原形復旧、原形復旧不可能、原形復旧困難、原形復旧不適當」

イ 工事内容の説明

申請者が、工事内容（施工方法・範囲）と被害との関係や費用の算出根拠を説明する。

（査定官、立会官より、老朽化との関連などについての質問がある。）

ウ 査定内容の決定・通告

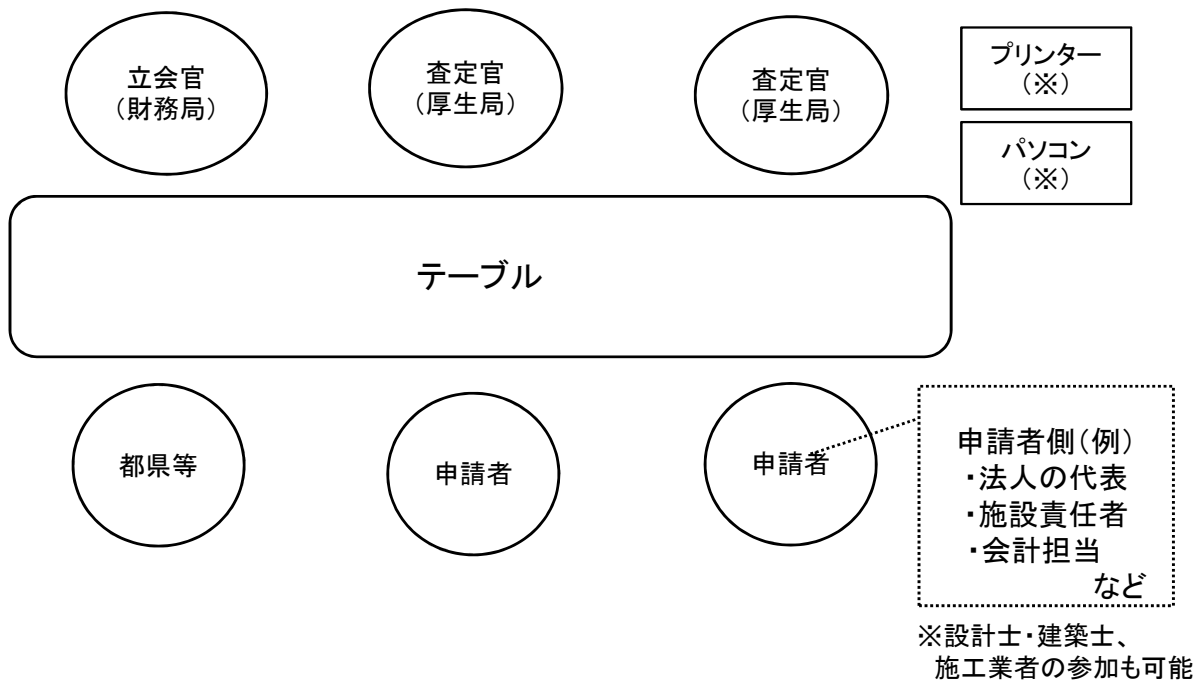
査定官と立会官が査定内容を決定し、申請者・都県等へ通告する。

④ 災害査定（現地調査）終了後

本省協議（現地調査額が一億円以上の場合又は現地調査において査定官と立会官との意見が一致しない場合のみ実施）

20

(参考)災害査定(実地調査)の会議室でのイメージ図



※(自治体の皆様に)
会場には、「パソコン」、「プリンター」の用意をお願いします。
(査定後、朱入れ作業を行うため)

6 災害復旧費精算交付申請及び決定

本省において、予算措置があり次第、関東信越厚生局から都県等に連絡するので、交付申請（工事が終わっていない場合）又は交付申請及び実績報告書（工事が終わっている場合）を関東信越厚生局あてに提出すること。